令和7年度 第288号

令和8 · 9 · 1 0 年度甲賀市上水道施設維持管理等 業務委託(長期継続)

選定評価基準書

令和7年9月

甲賀市

- (1) 公募型プロポーザル方式の手順
- (2) 受託予定者決定、契約締結までの流れ
- 2. 資格確認の方法
 - (1) 確認の項目
- 3. 提案価格の確認
 - (1) 確認の項目
- 4. 定量化審査の方法
 - (1)審査の方法
 - (2) 定量化審査の評価項目及び配点

別紙 選定評価基準

1. 審查方式

「令和7年度 第288号 令和8・9・10年度甲賀市上水道施設維持管理等業務委託(長期継続)」を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ(運転管理能力、維持管理能力、運営能力等)を有することが必要となるため、その決定にあたっては、価格及びその他の条件(技能、技術等)によって決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この選定評価基準は、公募型プロポーザル方式により事業者を決定するため、業務要求 水準書及び特記仕様書等の内容について、提案書を可能な限り客観的に評価する基準とし て示すものである。

審査は、令和7年度 第288号 令和8・9・10年度甲賀市上水道施設維持管理等業務委託(長期継続)事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行い最優秀提案者及び次点者を決定する。

なお、委員数は6名とする。

(1) 公募型プロポーザル方式の手順

公募型プロポーザル方式の手順は、次のとおりである。

ア) 参加意向の確認

選定委員会は、プロポーザル参加申込書により参加意向を確認する。

イ) 最優秀提案の選定

①提案価格の確認

選定委員会は、提案書に記載された委託料の見積価格が実施要領に示す委託料の上限額(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額。以下「委託料上限額」という。)を超えていないことを確認する。提案書に記載された見積価格が、実施要領に示す委託料上限額を超える場合は失格とする。

②提案内容の定量化審査

選定委員会は、審査の過程において、プレゼンテーション(提案説明)の 実施を求め、提案書に記載された内容、またそれらの説明及び選定委員会委 員からの質疑に対する回答等を総合的に判断し、この選定評価基準に示す得 点化基準に従って評価するとともに各評価項目を得点化し、提案書について 順位付けを行う。

選定委員会は、評価得点の合計が最も高い最優秀提案者を選定する。 なお、同点の場合は見積価格の低い方を最優秀提案者とする。

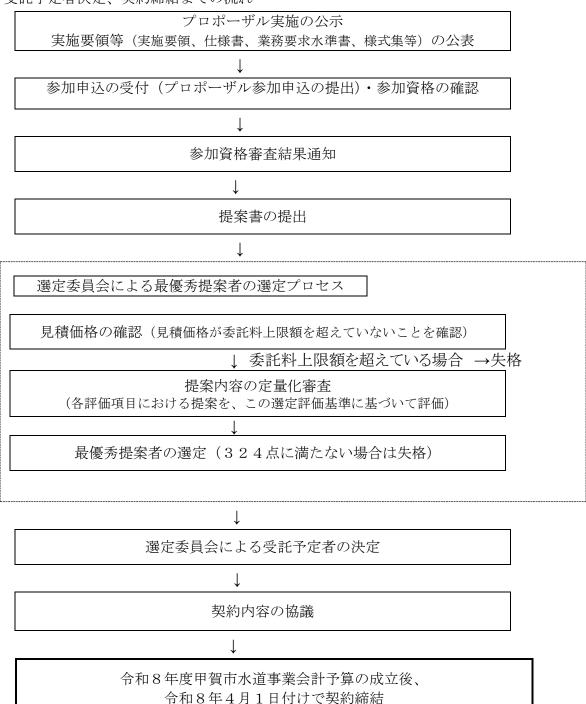
ただし、評価点の最下限は提案点数合計の60%にあたる324点に満たない場合、最優秀提案者及び次点者として採用しないものとする。

ウ) 受託予定者の決定

選定委員会は、最優秀提案者を受託予定者として決定する。

なお、受託予定者が契約できない何らかの事由が発生した場合は、評価点による次順位者の順位を繰上げ、次点者と協議を行うこととする。

(2) 受託予定者決定、契約締結までの流れ



2. 資格確認の方法

(1) 確認の項目

プロポーザル参加申込書により、参加に必要な資料を満たしているかを確認し、そ の結果を事業者に対して通知する。

3. 提案価格の確認

(1) 確認の項目

見積価格が、委託料上限額を超えていないことを確認し、見積価格が委託料上限額を超える場合は失格とする。

4. 定量化審査の方法

(1)審査の方法

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

ア) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、本市が本業務委託に期待する事項の必要性または重要性を勘案して設定する。

イ)審査における項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとする。

評価項目	評価点 (満点)
提案点	540点
価格点	60点
合計	600点

① 提案内容の配点 (6名×90点= 540点)

審查項目	配点	
受託実績について	5 点	
維持管理等業務に関する基本方針について	10点	
業務の執行体制及び人数について	15点	
技術の向上及び継承について	10点	
異常事態等発生時の対応について	10点	
運転管理・保全管理・管路管理業務の内容について	10点	
水質管理業務・環境整備業務等の内容について	10点	
追加提案について	20点	

合 計 90点

② 価格についての配点

価格の評価については、以下の得点化方法で行う。 得点= (最も低い見積金額/当該事業者の見積金額)×60点 ※得点は、小数点以下切り捨て

ウ) 定量化審査における得点化方法

各項目について、定量化審査を行い、評価できる場合はその項目に定める 得点を付与する。

別紙の選定評価基準の項目ごとに評価し、次に示す4段階評価による得点 化基準により得点を付与する。なお、得点(提案点、価格点)は小数点以下 切り捨てとする。

評価	評価内容	得点
優	当該項目に関して特に優れている	配点×1.00
良	当該項目に関して優れている	配点×0.80
可	当該項目に関して要求水準を満たしている	配点×0.60
不可	当該項目に関して業務を遂行することが困難	配点×0.00

(2) 定量化審査の評価項目及び配点

別紙の選定評価基準に示す配点に従い、提案書に記載された内容を得点化する。

選定評価基準

No	評価項目	評価の視点	配点
1	受託実績について	(1) 水道施設運転管理等の受託実績について	5
2	維持管理等業務に関 する基本方針につい て	(1)業務執行に関する基本的な考え方について(2)業務執行上における効率化、コスト縮減、環境保全・省エネ対策に関する考え方について(3)情報管理に関する考え方について(4)業務執行にあたり、他者との相違点・独自性及び特に強調すべき事項等について	1 0
3	業務の執行体制及び 人数について	 (1)業務の実施体制、責任分担、配置人数に関する考え方について (2)配置予定従事者・技術者等の資格及び実務経験について (3)勤務体制及びバックアップ体制について (4)配置予定従事者・技術者等を確保することにあたっての考え方や雇用計画について (5)ワークライフバランスの充実、イクメン、イクボスへの取り組み、地元雇用の促進、女性雇用の促進など社会情勢を反映した取り組みについて 	1 5
4	技術の向上及び継承について	(1) 配置予定従事者・技術者等の人材育成の考え方や 現場研修計画について (2) 技術力を向上及び安全衛生教育等の方策や取り組 みについて (3) 業務の執行を通じて、新たに習得した技術の継承 方法について (4) 契約期間満了時における業務の引継ぎ方法等につ いて	1 0
5	異常事態等発生時の 対応について	(1) 施設・設備等の故障発生や停電時における具体的な対応策、連絡体制等について(2) 原水の水質変動発生時における具体的な対応策、連絡体制等について(3) 自然災害や震災、渇水等の緊急事態発生時における支援協力体制等について(4) 新型コロナ・インフルエンザ等の感染症発生時における対応について(5) 管路漏水発生、大規模断水時における対応について	1 0

	運転管理業務・保全 管理・管路管理業務 の内容について	り組みについて	1 0
	水質管理業務・環境 整備業務等の内容に ついて	 (1) 水質管理業務の執行上における考え方や留意事項、水質向上のための取り組みについて (2) 水処理用薬品類の受入れ・管理等の業務に関する考え方について (3) 施設の清掃・除草業務を実施するうえでの考え方について (4) 施設等の安全対策や警備強化のための取り組みについて (5) 備品・消耗品管理を実施するうえでの考え方について 	1 0
8	追加提案について	(1) 甲賀市水道事業のサービス向上につながる追加提案について(2) 水道週間におけるイメージアップ活動等の提案について(3) 追加提案にかかる費用について(提案額内、提案額外か)(4) 甲賀市地域産業振興基本条例に定める取り組みの提案について	2 0